

[Q-1]

1号認定で、15：00頃のお迎えはできるが、朝から仕事があるので、どうしても10：00登園というのが無理。8：30頃の登園なら可能だが、それでも「預かり保育」を利用しないといけないか？

[A-1]

基本的に、1号認定の利用時間は10：00～15：15となっております。この時間帯以外は、「預かり保育」をご利用いただくことになります。

ただし、保護者の方の朝の就労等の事実が確認できる場合（就労証明書等で朝からの勤務が確認できる場合）には、朝の時間帯のみ 利用時間の規定を緩和し、預かり保育を利用していなくても、8：00過ぎぐらいからのお預かりを致します。

[Q-2]

一度1号認定になったら、その後は卒園まで、自動的に1号認定での在園と考えてよいか？

[A-2]

基本的にその通りです。ご本人が希望された場合は2号認定への切り替えも可能ですが、そうでない限りは次年以後も自動的に1号認定での継続在園となります。

[Q-3]

「預かり保育」の夏休み等利用（年3,000円）は、一回支払えば、その年度の夏休み・冬休み・春休み期間に園を利用できるのか？

[A-3]

その通りです。

[Q-4]

「預かり保育」の夏休み等利用（年3,000円）の支払いのタイミングはいつか？

[A-4]

夏休み前（7月上旬まで）に、現金にて園に納入して下さい。詳細はまた後日お知らせします。

[Q-5]

これまで上の子が年長児さん、下の子が未満児さんで、多子軽減措置で下の子が保育料半額になっていたが、来年度、上の子が小1になったら、下の子の半額措置は無くなるのか？

[A-5]

基本的に無くなります。下の子が三歳以上児さんになったときに1号認定に切り替えれば、上の子が小1～小3の間のみ再び半額措置が適用されます。

ただし、多子軽減措置のルールは例外や特例措置が多々あって、世帯の状況によって適用が大きく異なってきます。多子軽減に関しては、お住いの市町村窓口（都城市なら保育課）にお問い合わせ下さい。

[Q-6]

銀行の自動振替で納入するのは、どの費目になるのか？

[A-6]

自動振替で園に納入していただくのは、以下の費目です。

(2号・3号認定)

・保育料（基本負担額）

(1号認定)

・保育料（基本負担額）

・預かり保育料（月極め預かり保育料 4,000 円または 5,000 円）

・給食費（3,000 円）

以下の費目は、1号・2号・3号認定ともに、園に現金にて納入して下さい。

・SI教材代、絵本代などの実費

・延長保育、一時保育等の利用料金

・保護者会費、体操服などの購入費

・1号認定の夏休み期間等預かり保育料（年一度 3,000 円）

・1号認定の単発の預かり保育料（一日 550 円～800 円）

[Q-7]

1号認定で「預かり保育」を利用した上で、さらに、2号・3号認定と同じように、保育標準時間を超えて園を利用（＝延長保育）をすることはできるか？

[A-7]

可能です。その場合は、2号・3号認定と同じく、通常通りの延長保育料（月 2,000 円/単発 200 円 他）を納入していただきます。

[Q-8]

年度途中の1号認定への切り替えはできるか？未満児はいつから1号認定に切り替えられるのか？

[A-8]

1号認定には、原則として「満3歳の誕生日を迎えた日の翌月」から切り替え申請をすることができます。

原則としては、2号または3号認定→1号認定の切り替えは、年度途中でも可能です。

例えば、現在2歳の子どもさん（3号認定）が、10月15日に3歳の誕生日を迎えた場合、11月から、3号認定→1号認定への切り替えを申請することができます。

（10月分は3号認定の保育料、11月分は1号認定の保育料、となります）

その場合は、誕生日前月の初めまでに「1号認定希望願書」を提出していただき、園で審査を行います。園にて内定されたときは、「内容変更届」を提出していただきます

ただし、その時点で **1号認定の定員に空きが無い場合は、切り替えることはできません。**

その場合、1号認定の定員に空きが出るまでは2号・3号認定のままとなります。

（原則として上記の通りですが、これも場合によって例外等がありますので、

一度市役所窓口（保育課）に電話または訪問してご相談されることをお勧めします）

[Q-9]

「幼稚園に入園すると補助金がもらえる」と聞いたのですが、認定こども園の1号認定の場合は？

[A-9]

おそらく「幼稚園就園奨励費補助金」のことだと思いますが、現在これは、「平成27年度の新制度施行以降も、新制度に参加していない一部の幼稚園」のみが対象となっております。

真光会の認定こども園に通う子どもさんは対象となりません。

(新制度では、この補助分を毎月の保育料に割り当てた設定で、都城市が1号認定の保育料を決めています)

[Q-10]

1号認定に切り替えると、休日保育の利用に影響が出ますか？

[A-10]

入園案内冊子でお知らせしております通り、新制度下での休日保育は、基本的に2・3号認定の子どもさんが対象となっています。1号認定の子どもさんは、受け入れ人数に余裕がある場合のみ、有料にてご利用できます。詳しくは天竜保育園までお問い合わせ下さい。

[Q-11]

「預かり保育」を利用しない1号認定の場合、お昼寝や、おやつはどうなりますか？

[A-11]

1号認定の子どもさんは、お昼寝（午睡）をして、おやつを給与してからの降園（15:15）となります。

[Q-12]

月極めの「預かり保育料」は、月ごとに利用する・利用しないを選択できるのか？

[A-12]

「預かり保育」に関しては、原則として通年の利用を前提としております。

月ごとに利用する・利用しないが変わると、事務的な混乱および現場の混乱が予想されます。ご理解の程、お願い申し上げます。やむを得ない事情により年途中での変更がある場合は対応致しますので、園の方へご相談下さい。

青字のQ・Aが追加部分です。

真光会ホームページにも上記掲載しております。随時更新致します。